

令和2年5月27日
総合支所
世田谷保健所

新型コロナウイルス感染症に対応した心のケアについて

1 主 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた外出自粛の要請などにより、多くの区民が不安やストレスを抱えて生活していることが想定され、さらに、新型コロナウイルス感染症が長期化した場合、心身の不調を訴える区民が増加することも見込まれる。

厚生労働省は、令和2年4月30日付障発0430第6号「「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業」の実施について」（別添参照）により、新型コロナウイルスの感染拡大により住民が抱える感染や生活への不安等に対応するため、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区を実施主体とする「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業実施要綱」を定めた。

このことを受け、区は令和2年3月27日より総合支所保健福祉センター健康づくり課の「こころの健康相談事業」と、世田谷区保健センターで実施している「夜間・休日等こころの電話相談」を、国の要綱が定める新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業と位置づけるとともに、区民の利便性を考慮しつつ、より多くの区民の相談に対応するために、総合支所において下記の期間の土曜日に臨時相談窓口を開設する。

2 こころの健康相談事業等について【既存事業】

(1) 目 的

こころの病、不安や悩みを持つ区民とその家族等のこころの健康相談の実施

(2) 対 象 区民等

(3) 実施方法 面接、電話による相談

- (4) 実施場所等
- ①各総合支所保健福祉センター健康づくり課
月～金曜日 8:30～17:15（祝日、休日除く）
 - ②世田谷区保健センター（電話相談のみ）
月・水・木 17:00～22:00（祝日に当たる場合13:00～20:00）
土曜日 13:00～20:00

- (5) 相 談 員
- ①各総合支所保健福祉センター健康づくり課の保健師
 - ②世田谷区保健センターのピア相談員、専門相談員

3 土曜日臨時相談窓口の開設【新規拡充】

(1) 目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、多くの区民が不安やストレスを抱えて生活していることが想定されることから、緊急事態宣言解除後に土曜日臨時相談窓口を開設し、より多くの区民の相談に対応するため。

(2) 開設期間

令和2年6月6日(土)～7月11日(土) (6月20日を除く毎週土曜日の5日間)

(3) 開設日及び会場

6月6日 烏山 6月13日 砧 6月27日 北沢

7月4日 世田谷 7月11日 玉川

※いずれも会場は、総合支所保健福祉センター健康づくり課

(4) 開設時間 午前10時～午後3時

(5) 実施方法 面接、電話による相談

(6) 相談員 各総合支所保健福祉センター健康づくり課の保健師(2～3名程度)

4 区民への周知

区の新型コロナウイルス感染症対策のホームページ、Twitter、LINE等

5 その他

国の事業に位置付けたことを踏まえ、より多くの区民からの相談に応えられるよう、案内するとともに、ホームページ等を活用して、健康危機に際しての様々なこころの不調や回復方法についても広く区民に周知する。

障発0430第6号
令和2年4月30日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
保健所設置市市長
特別区区長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業」の実施について

新型コロナウイルスの感染拡大により、住民が抱える感染や生活への不安等に対応するため、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

別紙

新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業実施要綱

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大防止を目的とした外出自粛要請等により、国民の生活に幅広く影響が生じている。これにより、多くの国民が不安やストレスを抱えて生活していることが推測され、さらに、これらの影響が長期化することで、心身の変調を訴える者が増加し、うつ病等精神疾患の発症にもつながることが危惧される。

このような国民の不安感やストレスについて、心理専門職等が傾聴し、早期に適切な対応をすることは、うつ病等精神疾患の発症及び重症化を防ぐ観点からも重要である。そのため、地域での相談体制を強化し、地域住民の心のケアの体制を確保することにより、住民の不安やストレスの軽減、精神疾患の早期発見、早期治療を促し、もって社会機能の維持を精神保健の観点で支えることを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）とする。

3. 事業の内容等

精神保健福祉センターや保健所等において、次のいずれかの事業を実施するものとする。

(1) 住民への心のケア

住民の新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの実施を目的とした、次のいずれかの事業

- ア 住民からの精神保健上の相談支援（対面（来所・訪問）、電話、メール、SNS等）
- イ アを実施するために必要な関係機関との連携会議、相談対応に係る研修、広報
- ウ その他、精神保健上、住民に効果的な取組

(2) 市町村等が行う精神保健上の相談支援に対する後方支援及び技術的助言

(3) 関係機関・組織への技術的支援

新型コロナウイルス感染症により、様々な影響を受けている機関・組織（例としてア～エ）に対する、精神科医または心理専門職等による心のケアに関する技術的支援や助言

- ア 勤務時間の増加等により労働環境が悪化し、従業員に対する心理的配慮が必要とされる機関・団体・施設等
- イ 精神的緊張を強いられる業務内容のために、特に配慮が必要とされる機関・施設

(例：医療機関、高齢者福祉施設等)

ウ 通常時の活動に変化を強いられ、従業員に対する心理的配慮が必要となっている
企業・団体・機関等

エ 融資相談、職業紹介・労働問題相談、各種生活相談等の窓口であって、当該相談に
当たって、相談内容に、心のケアが必要な案件が含まれることが想定される窓口

4. 国の助成

都道府県等が本実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

5. 留意事項

(1) 本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、相談内容等に関して、相談者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

(2) 都道府県等は、本事業の実施を民間団体等に委託する場合については、当該団体と緊密な連携を図ること。経費の支出については、定期的に報告を徴収し、使用目的と経理の適正性について指導・監督の徹底を図ること。